

訪問看護サービス契約書

第1条（サービスの目的及び内容）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護サービス」という）を提供します。
- 2 訪問看護サービス内容
 - (1) 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
 - (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - (3) 食事および排泄等療養生活の支援
 - (4) 褥瘡の予防・処置
 - (5) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
 - (6) ターミナルケア
 - (7) 認知症の看護
 - (8) 療養生活や介護方法の指導・相談
 - (9) カテーテル等の管理
 - (10) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助

第2条（契約の有効期間）

- 1 この契約の有効期間は、2026年 月 日から2027年 月 日までとします。但し、利用者、事業者とも契約終了日の1ヶ月前までに解約の意思表示を行わない場合は、6ヶ月ごとに自動更新するものとする。

第3条（個別サービス計画等）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、必要となるサービス種類ごとに「個別サービス計画」を作成し、これに従って計画的に訪問看護サービスを提供します。個別サービス計画については、利用者に説明し、その写しを交付します。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能な場合には、速やかに個別サービス計画の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。
- 4 要介護認定前に訪問看護サービスを提供する場合は、認定後にサービス内容を必要に応じて見直し、サービス継続の意思確認をいたします。また、自立と判定された場合は全額自己負担となり、要介護度に応じて利用料の一部が自己負担になる場合があります。

第4条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、訪問看護サービスを提供したときは、サービス内容等の必要事項を記録します。
- 2 事業者は、前項の記録書等を作成した後5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第5条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 訪問看護サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載するとおりとします。ただし、契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払を催告し、期間満了までに支払わないときに限り、文書により契約を解除することができます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

第6条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、少なくとも7日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができ、解約料は発生しない。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第7条（事業者の解除）

事業者は、利用者の著しい不信行為等やむを得ない理由によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を通知することにより、この契約を解除することができます。但し、通知から契約解除までは1ヶ月の期間を置くものとする。この場合には、事業者は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

第8条（契約の終了）

利用者が介護保険施設等に入所し、又は要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたりこの契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約は終了するものとします。

第9条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、訪問看護サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、訪問看護サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができます。

第 11 条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

第 12 条（契約外事項等）

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

上記のとおり、訪問看護サービスの契約を締結します。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____

氏名 _____

立会人

住所 _____

氏名 _____

事業者 所在地 西宮市城ヶ堀町 3 番 1 号

事業者名 株式会社ビーネ

代表者名 代表取締役 田坪 吉史